

広報かさま お知らせ版

2020

回覧

問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所

笠間・友部地区から TEL 0296 (77) 1101 または TEL 0296 (72) 1111

岩間地区から TEL 0299 (37) 6611

■お知らせ

- ①11月は「児童虐待防止推進月間」です
- ②新型コロナウイルス感染症に関する相談先が変わります
- ③新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮をしましょう
- ④要介護(要支援)認定を受けている方は税控除を受けられる場合があります
- ⑤「介護マーク」をご活用ください
- ⑥「国民健康保険加入者の方へ」医療機関で特定健診が受けられます
- ⑦第3回実用英語技能検定の受験費用の一部を助成します
- ⑧ハーフマラソン大会開催に伴い交通規制を行います(例年と規制時間が異なります)
- ⑨友部地区体育施設の予約方法が変わりました

- ⑩さくらトンネル照明交換工事に伴い交通規制を行います
- ⑪不法投棄・無許可の埋め立てにご注意ください
- ⑫景観計画の説明会を開催します
- ⑬放課後児童クラブ運営事業者を公募します
- ⑭市民農園「生き生き菜園はなさか」の利用者を募集します

■教養・文化・交流 他

- ⑮かさま志民オンライン講座
- ⑯義士パレードと講演会
- ⑰ハープコンサート

■お詫びと訂正

① 11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。子育てに悩みや不安を感じたら、1人で抱え込まず、身近な専門機関などに相談しましょう。また、虐待と思われる子どもや家庭を知ったときには、通告の義務があります。

連絡された内容に関する秘密は守られますので、安心してご相談ください。

相談機関等	TEL	相談時間等
児童相談所全国共通ダイヤル	189(いちはやく)	24時間対応 ※通話料無料
いばらき虐待ホットライン	0293-22-0293	24時間対応
茨城県中央児童相談所	029-221-4150	月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
笠間市子ども福祉課	0296-77-1101	
笠間市家庭児童相談室	0296-70-5411	月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く) 午後1時～5時

問 子ども福祉課(内線164)

② 新型コロナウイルス感染症に関する相談先が変わります

県では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱患者に対応可能な診療・検査医療機関を指定しました。

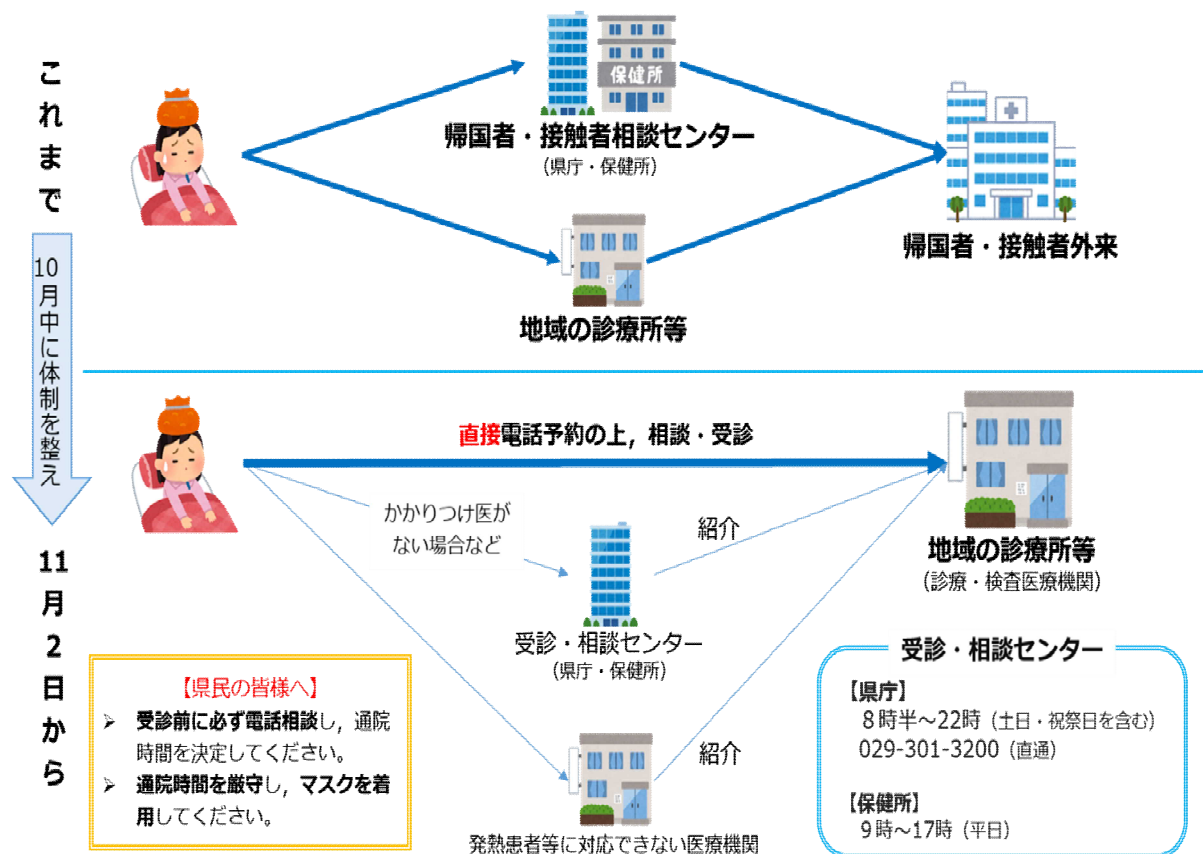
発熱等の症状がある方はまず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に必ず電話などで連絡をしたうえで、マスクを着用して指定された時間を厳守し、医療機関の指示に従って受診をお願いします。

かかりつけ医がない場合などについては、近隣の診療・検査医療機関をご案内しますので、県の受診・相談センターもしくは中央保健所にご相談ください。

受診・相談センター	電話番号	受付時間
県庁	029-301-3200	午前 8 時 30 分～午後 10 時(土日・祝日を含む)
中央保健所	029-241-0100	午前 9 時～午後 5 時(平日)

インフルエンザ流行に備えた検査プロセスの見直し

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることが困難なため、新たな診療・検査体制を構築



問 健康増進課 TEL 0296-77-9145

③ 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮をしましょう

県では、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族および医療従事者等への不当な差別的取り扱いを条例で禁止しています。

もしも差別を受けたり、見かけたりした場合は、特設人権相談窓口へご相談ください。

受付電話番号 029-301-2613(祝日および年末年始を除く、平日の午前9時から午後5時まで)

④ 要介護(要支援)認定を受けている方は税控除を受けられる場合があります

【障害者控除】

65歳以上で、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症などの状態にある方については、障がい者に準ずるものとして認定を受けることにより「障害者控除」の対象となり、一定額の所得控除を受けることができます。この控除を受けるためには、福祉事務所長が交付する「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は申請を行ってください。

申請対象者 65歳以上で、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方

※平成22年以降に交付された認定証をお持ちの方は、本年以降も使用できますので、申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。

【おむつ代の医療費控除】

寝たきりの方が使用するおむつ代については、医療費控除の対象となりますが、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

要介護(要支援)認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で控除を受けることができます。

申請対象者 要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
※昨年以前に交付された「確認書」は令和2年分の申告には使用できません。改めて、申請手続きをしてください。

【申請について】

申請方法 対象の方の印鑑を持参のうえ、窓口へ直接お申し込みください。

申請期限 12月28日(月)

申請場所 高齢福祉課、各支所福祉課

※認定証・確認書の交付にあたっては、要介護認定時の主治医意見書を用いて確認を行います。意見書の内容によっては、交付できないことがあります。

※期限後も申請を受け付けますが、交付が遅れる場合もあります。

申・問 高齢福祉課(内線173) 笠間支所福祉課(内線72134) 岩間支所福祉課(内線73172)
税の控除に関して：税務課(内線113)

⑤ 「介護マーク」をご活用ください

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで、介護する方が介護中であることを周囲の方に理解してもらうために、「介護マーク」を配布しています。

認知症・介護の必要な高齢者や障害のある方などを介護する際、「介護マーク」を首にかけるなどしてご活用ください。

配布場所 高齢福祉課 笠間支所福祉課 岩間支所福祉課

問 高齢福祉課(内線175)

笠間支所福祉課(内線72132) 岩間支所福祉課(内線73172)



発熱等の症状がある方は、まず、かかりつけ医に電話相談しましょう。

⑥「国民健康保険加入者の方へ」医療機関で特定健診が受けられます

市の国民健康保険加入者の40歳から74歳までの方は、個人負担1,000円で特定健診が受けられますので、ご自身の健康状態を確認してみませんか。検査項目等詳細は、次の医療機関に直接お問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
あさひクリニック	笠間市旭町 108-6	0296-78-5011
あやか内科クリニック	笠間市八雲 2-5-25	0296-71-3022
石本病院	笠間市石井 2047	0296-72-4051
梅里クリニック	笠間市下郷 4468	0299-45-2002
笠間市立病院	笠間市南友部 1966-1	0296-77-0034
神里医院	笠間市笠間 1256	0296-72-0177
河村医院	笠間市笠間 223-2	0296-72-2121
佐藤医院	笠間市笠間 981-8	0296-72-0032
たかだ脳神経外科・内科クリニック	笠間市赤坂 9-17	0296-71-8808
立川記念病院	笠間市八雲 2-12-14	0296-77-7211
友部セントラルクリニック	笠間市鯉淵 6679-11	0296-73-4110
ねもとクリニック	笠間市大田町 215-13	0296-77-7011
常陸クリニック	笠間市旭町 472-1	0296-78-5911
わたなべ整形外科	笠間市鯉淵 6266-140	0296-70-5577

※75歳以上の方は受診できません。

※貧血検査・心電図・眼底検査は、医師が必要と認めた場合に検査します。

※がん検診（肺がん検診等）を希望される方は、市の集団健診で受けることが可能です。保健センターへ問い合わせのうえ、予約をしてください。

※市の集団検診や人間ドックを受ける方は受診できません。

※市外の特定健診医療機関は茨城県医師会のホームページから確認できます。

HP <https://www.ibaraki.med.or.jp>

問 保険年金課(内線 139)

⑦ 第3回 実用英語技能検定の受験費用の一部を助成します

市内在住で、市外の小中義務教育学校等に通学する小学生と中学生を対象に、実用英語技能検定受験費用の一部を助成しています。

実施日 令和3年1月24日（日）

場所 笠間市立友部第二小学校(笠間市平町 1718-93)

対象 市内在住で、市外の小中義務教育学校等に通学する小学5年生～中学3年生

助成額 小学生は5級以上900円、中学1年生は4級以上、中学2、3年生は3級以上1,200円を検定料から差し引いた額を、同一年度1回のみ助成。

検定料 1級：10,300円 準1級：8,400円 2級：5,500円 準2級：4,900円
3級：3,900円 4級：2,600円 5級：2,000円

申込方法 窓口で直接お申し込みください。申請書と専用封筒は備え付けてありますので、自己負担金(小900円、中1,200円)を添えて提出してください。

※感染症の拡大や天候の状況などにより中止となった場合、自己負担金は返金しません。

申込期限 11月30日（月）午後5時まで

申・問 学務課(内線 379)

**家庭ごみは地域の集積所へ。
処理場への持ち込み削減にご協力ください。**

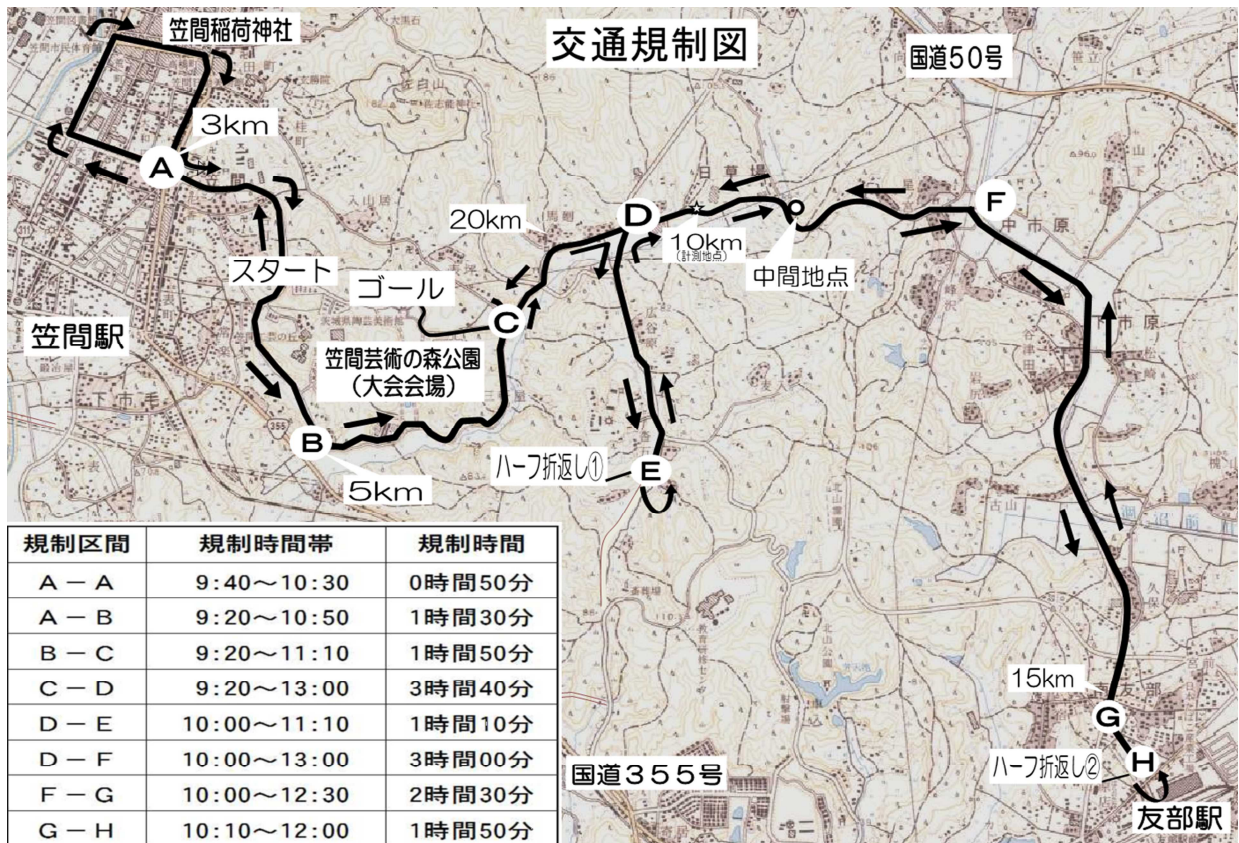
⑧ ハーフマラソン大会開催に伴い交通規制を行います(例年と規制時間が異なります)

第15回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の開催に伴い、車両交通規制(全面通行止め)を行います。近隣にお住まいの方および通行される方には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

また、コース沿道でランナーへの温かい拍手による応援をよろしくお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症対策で、メイン会場(笠間芸術の森公園イベント広場)は関係者以外は入場できませんのでご理解ください。

日時 12月20日(日) 午前9時20分～午後1時(雨天決行)

※例年と規制時間が異なります(交通規制は最終ランナー通過後、随時解除します)。



問 スポーツ振興課(内線 392)

⑨ 友部地区体育施設の予約方法が変わりました

オンラインで施設予約および空き状況を確認できるようになりました。

QRコードまたは、市ホームページ(トップページ⇒「スポーツ施設予約」で検索)から申し込みできます。

対象施設 柿橋グラウンド、柿橋テニスコート、鴻巣グラウンド、北山グラウンド
大原グラウンド、北川根ふれあい広場

申・問 スポーツ振興課(内線 393)



QRコード

笠間市公式LINEをはじめました。
生活に役立つ情報をお届けします。



⑩ さくらトンネル照明交換工事に伴い交通規制を行います

主要地方道笠間緒川線、さくらトンネル照明交換工事に伴い、交通規制を行います。通行の際には、工事看板および交通誘導員の指示に従って通行してください。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

規制期間 12月上旬～令和3年3月上旬

規制区間 主要地方道笠間緒川線 さくらトンネル(笠間市石寺～城里町大字真端)

規制内容 片側交互通行止(午前9時～午後5時)

施工業者 三興電気株式会社



問 茨城県水戸土木事務所 道路管理課 Tel 029-225-1724

⑪ 不法投棄・無許可の埋め立てにご注意ください

「一時的に資材置場として土地を貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などとうまい話を持ちかけられ、安易に土地を貸した結果、廃棄物の不法投棄や質の悪い土を山積みされてしまうことがあります。不法投棄などのトラブルに巻き込まれないようご注意ください。

また、不法投棄の防止や対策には、早期発見、早期対応が最も重要です。不法投棄、不審な残土埋め立て、野焼きを発見した場合には、通報をお願いします。

不法投棄 110 番 Tel 0120-536-380 (いつもみんなで見守りなくみはれ)

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ※受け付け時間外は笠間警察署まで

問 環境保全課(内線 127) 茨城県廃棄物対策課 Tel 029-301-3033

笠間警察署 Tel 0296-73-0110

⑫ 景観計画の説明会を開催します

景観計画を策定するにあたり説明会を開催します。両日同じ内容ですので、ご都合の良い日にご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となることがあります。参加の際は、マスク着用と手指消毒にご協力をお願いします。

日時 11月26日(木) 午後7時

11月29日(日) 午前10時

場所 市役所 本所 教育棟2階 会議室(笠間市中央3-2-1)

問 都市計画課(内線 586)

⑥ページ クリーン作戦は11月29日(日)に実施します。

⑬ 放課後児童クラブ運営事業者を公募します

受託を希望する法人は、次のとおり申請書に必要な書類を添付のうえ申請をお願いします。

委託期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)

委託場所	委託限度額/3年間	委託限度額/1年間
笠間小児童クラブ	112,965,000 円	37,655,000 円
みなみ学園児童クラブ	40,107,000 円	13,369,000 円
北川根小児童クラブ	39,639,000 円	13,213,000 円
友部第二小児童クラブ	66,912,000 円	22,304,000 円
岩間第二小児童クラブ	27,252,000 円	9,084,000 円
岩間第三小児童クラブ	48,831,000 円	16,277,000 円

※本事業における消費税および地方消費税については、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条および別表第1第7号により、非課税として取り扱います。

対象 市内に事務所(事業所)を有する学校法人、社会福祉法人、NPO法人(特定非営利活動法人)

※NPO法人については、子どもの健全育成を図る活動をする団体に限るものとします。

申込方法 申請書一式を書類とデータで提出してください。書類は提出先に直接持参、または郵送で提出してください(FAX不可)。データ送付先のメールアドレスは、書類を提出後にお知らせします。

※申請書については、市ホームページからダウンロードまたは窓口で配布します。

申込期限 12月4日(金)午後5時15分必着

申・問 子ども福祉課(内線164) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1

⑭ 市民農園「生き生き菜園はなさか」の利用者を募集します

自分で野菜を育てる喜びを味わい、自然の緑に囲まれてリラックスしませんか。農園内は無農薬栽培ですので週末農業、家族の食育などにぜひご利用ください。

使用期間 利用開始日から令和3年3月31日まで(契約更新可)

場所 市民農園「生き生き菜園はなさか」(笠間市橋爪595:いこいの家はなさかに隣接)

使用料 年間10,470円(1区画30㎡)※年度途中からの利用の場合は月割

※農具、トイレ、休憩施設、水道、駐車場も使用できます。また、隣接のいこいの家はなさかの入浴施設を割引でご利用いただけます。

申込方法 農政課窓口で直接お申し込みください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

申・問 農政課(内線541) HP <https://www.city.kasama.lg.jp/page/page001613.html>

令和3年3月31日で岩間支所内の常陽銀行派出所が廃止になります。市税等は安全で安心な口座振替や金融機関、コンビニ、スマートフォン(PayPay、LINE Pay)を利用した納付が便利です。

⑮ かさま志民オンライン講座

市立公民館では、動画サイト笠間チャンネルで「かさま志民^{しみん}オンライン講座」を配信しています。
新たな講座を配信しましたので、ぜひご覧ください。

講座名 笠間の野菜で元気！福王しいたけ

内容 笠間市地域おこし協力隊の川島 拓^{かわしま ひらく}さんの活動の中で出会った福王しいたけの栽培の様子
や特徴、おいしい食べ方なども紹介します。

問 笠間公民館 TEL 0296-72-2100



笠間チャンネル

⑯ 義士パレードと講演会

毎年行っている義士(赤穂四十七士)パレードと講演会の参加者を募集します。どちらか一方の参加もできますので、お気軽にご参加ください。

	義士パレード	講演会
日時	12月14日(月)	
	午後2時	午後3時30～4時30分(予定)
場所	笠間稲荷神社稲光閣前集合	笠間稲荷神社稲光閣
内容	笠間稲荷神社周辺を40分程ゆっくりと歩きます。服装は普段着で陣羽織を貸与します。	女性講師・一龍齋 貞鏡 ^{いちりゅうさい ていきょう} さんによる忠臣蔵の講演です。

参加費 無料

申込方法 前日までに電話でお申し込みください。

申・問 笠間義士会 小坂 TEL 0296-72-9087、TEL 090-0457-4115

⑰ ハープコンサート

日本では珍しいハープ弾き歌いです。早川 千丈^{はやかわ ちひろ}さんによる、ハープの調べでクリスマスソングをお楽しみください。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる可能性があります。

日時 12月20日(日) 開場：午後2時 開演：午後2時30分

場所 地域交流センターいわま「あたご」(笠間市下郷 4438-7)

定員 30名(先着順)

参加費 前売券：1,000円 当日券：1,200円 ※未就学児の入場はご遠慮ください。

申込方法 窓口で直接または電話でお申し込みください。

申・問 地域交流センターいわま「あたご」 TEL 0299-57-3357

お詫びと訂正

令和2年11月5日発送の広報かさま【お知らせ版】P13「㊸ ごみを考える会 視察研修」の記事に誤りがありました。読者の皆様および、関係各位にお詫び申し上げ訂正します。

集合場所 【誤】市役所本所 駐車場(笠間市中央 3-2-1)

【正】友部公民館 第一駐車場(笠間市中央 3-3-6)

問 環境保全課(内線 127)